

認可地縁団体 高尾台町会 平成29年度 第1回 役員会議事録

日 時 : 平成29年6月25日(日) 15:00~16:55
場 所 : 高尾台町会会館1階ホール
役 員 数 : 56名
出 席 者 数 : 52名(本人出席26名 委任状提出26名 出席者名簿別添 参照)
成 立 定 足 数 : 19名(1/3)

会 議 次 第

1. 開 会

委任状出席を含み、総役員数の1/3以上の出席者があり、町会会則第15条に基づき役員会が正式に成立したとの報告のあと、司会総務・片岡 重人が開会を宣言した。

2. 町会長挨拶

町会長・川合 雅文が、挨拶を行った。

3. 議事録署名人の選出

町会会則16条により議長は町会長が就任し、議事録署名人の選出について諮ったところ、出席者より議長一任の声があり1丁目・田形 謙二氏及び2丁目・越野 外美夫氏の両氏が推薦され承認された。

4. 議案審議

① バーベキュー大会 決算報告

説明担当の総会計が欠席のため、総務部長・豊田 由美より説明を行った。

予算1,200,000円のところ、収入(参加費等)68,400円、支出1,047,498円となったことが報告された。今年は飲物を冷やすためのプラケースを購入したことにより、氷代の支出も多くなった。参加者は昨年より若干減ったが543名となった。

意 見

○今年は備品購入のため予算を増やしたが、来年の予算は修正するのか。

町会長回答：

反省会を行ったが、氷が足りない、飲み物を冷やすためのプラケースの数も足りないとの意見があった。プラケースと氷の追加購入を検討する必要があり、来年の予算は今年と同額とする方針です。

② 平成29年度「定例総会」継続協議事項について

イ) 要望事項：左義長を高尾中央公園で再開してほしい。

町会長意見：

禅ヶ峯神社総会で議題に挙げたが、賽銭の減少が明らかなので止めて欲しいとのことでした。ゴミの後始末に関して問題が解決できないなので、今まで通りでお願いしたい。

決議内容：左義長は、高尾中央公園で再開しないことを承認した。

- ロ) 要望事項：高尾中央公園の藤棚の前に設置してある椅子が傷んでいるので新しくしてほしい。

町会長説明：

金沢市花と緑の課と協議したが、今ある椅子は個人所有物であり、市は勝手に処分出来ないとの事。案としては①公園内にあるベンチを移動させ設置する。②町会で買い替える。③市へ新規設置の要望書を出す。一番早く対応出来るのは、移動させる方法で、処分費用だけで済みます。要望書を提出する案は時間を要し要望が通るかは不明です。

意見

- 移動させることによりクレームが出ないか。
- 事故が起きた時の事を考えて、市で移動設置をしてもらうのがよい。
- 町会会員が主に使用する椅子なので、市に依頼せず町会で管理してほしい。
- 移動設置する案と要望書を提出する案を同時にすすめることはできないか。

決議内容：金沢市に対して既設ベンチの移設を依頼すると同時に、空いた場所に新規設置の要望書を提出することを方針とした対応を決定し承認した。

- ハ) 要望事項：高尾町会会館 1階ホールにスピーカーを増設して欲しい。

町会長回答：町会会館維持費で対応できる規模でしたので、1か所増設しました。

決議内容：実施された対応内容を確認し承認した。

- ニ) 要望事項：高尾中学校裏の遊歩道が暗いので街灯を増やしてほしい。

町会長回答：

遊歩道は金沢市の管理になります。金沢市に対して増設を依頼しましたが早急な増設は出来ないとのこと。遊歩道内街灯はタイマー方式であることから、設定時間を朝5時まで点灯するように変更を依頼し実施して頂きました。また、街路樹等が生茂っていることが暗い原因であることから大幅に伐採するように依頼しました。

決議内容：金沢市に依頼し実施された点灯時間延長、街路樹伐採の対応の結果を見極め、街灯増設は要望しないことを決定し承認した。

意見

○遊歩道街灯対応だけでなく、高尾台町会内の街灯に関してLED化を検討して欲しい

町会長回答：

金沢市で街灯LED化事業が進められており、順次LED街灯になる予定です。

- ホ) 要望事項：町会役員宅に役職名のプレートを表示したらどうか。

町会長報告：定例総会後も各役員に意見を聴取しましたが、総会計・会計は、お金を取扱うため防犯上付けないほうが良いとの意見もあり各役員の見解がそろわないことから、今回は見合わせたい。

決議内容：町会役員宅用役職名プレートは作成しないことを決定し承認した。

へ) 報告事項：高尾町会会館・コピー機リース契約について。

町会長報告：定例総会で導入内容を説明し承認を頂きました高尾台町会会館・事務所のコピー機は、4月に富士ゼロックスの新機種に入替えリース契約を締結しました。

ト) 報告事項：定例総会で説明された今期実施の「防災ヘルメット交換事業」進捗状況。

町会長報告：予算は承認頂いておりますので、早急に発注内容を確認し着手します。

③ 各部・委員より活動報告

婦人部（部長・山田 道代）

5月・グランドゴルフ、6月・百万石踊りに参加。盆踊り用浴衣を10着追加注文しました。出来上がりは6月末予定です。

美化委員（部長・新田 全司）

ゴミネットの交換依頼がありましたので、足りない分は購入交換しました。市からも2枚頂きました。カゴ等も交換して欲しいところがあれば早めに連絡ください。

4月に学生アパートの大家さんから「アパート専用のゴミ捨て場に学生以外の人にゴミを捨てられた」というクレームがありました。今後、同じような事があれば美化部長へ直接連絡が入るようになっていきます。近くに学生アパート専用のゴミ箱があれば意識して見て頂きたいです。

町会長意見：ゴミの問題は、町会にとって最重要課題の一つです。町会員全員がゴミ出しのルールを守ってゴミステーションを利用するよう配慮願います。

来年2月よりゴミ有料化が開始されます。金沢市主催の説明会開催の依頼が来てますが、班単位での実施を予定しており、実施するかどうか班長の意見を聞いて検討します。

子ども会連合会（部長・毛利 晶子）

6月の提灯行列は、皆様のご協力が無事に終わることができました。93名の参加でした。ホタル調査は、1回目では見つけることが出来ませんでした。7月に2回目の調査をする予定です。

自主防災会（会長・川合 雅文）

本日、6月25日（日）に、石川県と金沢市の協力により伏見台校下防災会主催の土砂災害避難訓練が実施されました。高尾台・高尾・高尾新・上高尾・窪南町会の5町会で合計349名の参加でした。高尾台町会の参加人数は91名でした。

④ 自主防災会規約 見直し提案について

相談役・清水 義博より説明を行った

提案1. 自主防災会規約第9条におけるIDPTメンバー要件の緩和・修正の意見が多く寄せられたことに対応し、「役員免除」「5年以上協力可能な者」「65歳定年退職制」に

ついて、12月の役員会までに修正（案）の検討をお願いしたい。

修正（案）

第9条（2）案 活動は自分ごととして、自らが動ける範囲で、自らのために行い、健康面ほか自ら自信が持てなくなった時、助ける側から助けてもらう側の選択を自ら行うものとする。

第9条（3）案 役員免除条項は、全て削除する。

第9条（4）案、第9条（3）削除に伴い（3）項に修正する。

提案2. 班長全員を対象とした「向こう三軒両隣防災懇談会」の毎年6月開催。

班長が1年で毎年交代になるため懇談会は毎年開催したい。

第1回懇談会で判明したことだが、班長が自主防災組織の一員で任務分担することを知らなかった。総会資料「班長お仕事」に防災関係の記述を付け加える総会資料修正をお願いしたい。

提案3. 高尾台町会「自主防災会」定例総会の開催

毎年1回総会を開催し防災会構成メンバー全員が集まり、お互いを知る機会をつくることを提案します。12月の役員会までに永山氏に予算、内容、時期を検討頂き、提案をお願いしたい。

提案4. 自主防災組織地域リーダー（防災士）の育成

町会予算を支出し複数年で合計9名（各丁目3名）防災士を誕生させることを提案したい。

決議内容：提案内容に異議はなく次回役員会の議事として承認された。

⑤ 個人情報保護法の対応について

相談役・永山 順一より説明を行った。

平成27年9月9日に個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日に施行となりました。今回の改正により「認可地縁団体 高尾台町会」は、個人情報取扱業者となり「個人情報保護法」が適用されることとなります。「個人情報保護法」は、個人情報の利用を禁止するものではなく、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性に配慮しつつ事業の遂行を図るための法律です。

個人情報取扱業者である「認可地縁団体 高尾台町会」は、町会則にある「町会の目的」の達成、「事業」の遂行を現状と同様に行うため、個人情報の取扱いについて規定を定める必要があります。

高尾台町会は、不特定多数の個人から個人情報得て営利目的事業を行っているものではなく町会員等限定された先から個人情報等を得て事業を行っています。規定制定は、高尾台町会が町会員に対して個人情報の取扱を明かにするものであり、ここに「個人情報保護規程」（案）を提案しますので、協議の上、承認をお願いします。

「個人情報保護規程」（案）について、パワーポイントを用いて説明を行った。

高尾台町会は、世帯名簿、町会費徴収用名簿、連絡用メールアドレス 及び 総会資料記載の役員情報等の個人情報を保有しています。まずは、この「個人情報保護規程」を承認して頂いた上で、これに基づき本年第2回役員会までに、高尾台町会が保有する個人情報を調査し、各個人情報に対して細則等を検討し提示する予定です。

意見

- 町会のパソコンを使用する際に誰が使用したか管理しなければいけないのか。
個人情報保護ファイルにはパスワードが設けてあるが、現状は役員全員が分かるパスワードなので、今後は誰が個人情報にアクセスしたかわかるようにしなければならない。どのような方法がいいのか12月の役員会までに検討します。
- 個人情報を取り扱う役員、班長さんを対象とした説明会を開いて欲しい。
「個人情報保護規程」安全管理措置で年1回の開催を規定している。班長引継会の時が良いか検討しています。
- 役員班長の氏名・電話番号は総会資料に記載されているが、承諾を得て載せているのか、その手続きはどのようなものか
役員選任通知書を制定、総会資料に載る事を明示して事前に同意を得ることになります。
- 子連でも名簿を持っていますが、どのような管理をしなければいけないのか
次回役員会までに検討します。
- 原則、個人情報の保管場所については、町会事務所のパソコンや鍵付きのキャビネットに限定するなど決めてあるが、見直しをする必要がある。
- 役員の中には個人のパソコンで作業する人もいるがどうなるのか。
今後は町会会館のパソコンに限定する、個人情報の持出・利用を明確にする書面を提出する、データの削除を徹底してもらいなどルールを明確にして依頼することになる。

決議内容:「個人情報保護規程」に対する異議はなく、2017年7月1日「個人情報保護規程」制定 及び 次回役員会で関連規定等提示を議事とすることが承認された。

以上の決議を確認する為この議事録をつくり、これに記名押印する。

平成29年6月25日

認可地縁団体 高尾台町会 平成29年度 第1回 役員会